

指 名 停 止 業 者

商 号	所 在 地	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年5月27日から 令和7年8月26日まで (3か月)	新明和工業株式会社及びIHI運搬機械株式会社は、機械式駐車装置の設置工事に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から、新明和工業株式会社は、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を受け、IHI運搬機械株式会社は、違反事業者として公表された。 このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第13号イ(独占禁止法違反／県外)に該当する。
IHI運搬機械株式会社	東京都中央区明石町8-1	令和7年5月27日から 令和7年8月26日まで (3か月)	